

一般社団法人埼玉県弓道連盟倫理規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人埼玉県弓道連盟（以下「本連盟」という）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規程は、本連盟の全会員に適用する。

第3条（基本的責務）

各自が弓道という日本固有の伝統文化の担い手であることを深く自覚し、指導者・競技者としての自らの品位を損なうことのないよう努めるとともに、人種・国籍・性別等いかなる理由による差別をも許すことなく、常に他者の人格を尊重して行動しなければならない。

第4条（遵守事項）

1. 日本固有の伝統文化である弓道の普及促進と国民体力の向上及びスポーツ精神の涵養のため、フェアプレーの精神に則り行動すること。
 2. 関係法令及び本連盟の定款その他の規程、内規等を遵守し、本連盟の業務にあたるとともに社会的規範に悖る行動をしないこと。
 3. 本連盟の業務上知り得た個人情報保護し、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならないこと。
 4. 日常の行動について、公私の別を明らかにし、本連盟の職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならないこと。
 5. 本連盟の関係業務にあたり、補助金、助成金等の経理処理に関し、適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならないこと。
 6. 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならないこと。
 7. 身体的及び精神的セクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という）を行わないこと。
 8. 身体的及び精神的暴力行為を行わないこと。
 9. 身体的及び精神的パワーハラスメント（以下「パワハラ」という）を行わないこと。
- （上記ハラスメント等の不適切行為にはSNS（ソーシャルネットワーキングシステム）による誹謗中傷、情報の拡散等を含む）

第5条（セクハラの防止）

1. 第4条7項のセクハラとは、相手の意に反し、不快にさせるような性的な行動及び言動で、これにより、本連盟における相手の立場や、本連盟にかかる相手の活動環境を悪化させることをいう。こうした不適切な行為にはSNSによる誹謗中傷、情報の拡散等を含む。
2. 自らがセクハラを行うことがないよう、常に相手の人格を尊重して行動し、特に、以下の点は十分に意識して行動しなければならない。
 - (1) 本人としては軽い冗談や親近感を表すつもりの方動であっても、相手の意に反し、不快にさせる場合があるということ。
 - (2) 指導等の目的であっても、相手の身体に触れるときは、本人の了解を得るとともに、相手を不快にさせないよう配慮すること。
 - (3) 相手が不快に思っていると感じた場合は、決して同じ言動を繰り返さないこと。
 - (4) セクハラに対する相手の対応によって、指導や評価に関して不公平・不利益な扱いをしてはならないこと。
 - (5) セクハラは、男性が被害者となる場合や同性間で起こる場合もあるほか、練習中や競技中だけでなく、その後の飲食の場等生活全般でも起こる問題であること。
3. セクハラを受けた者が、勇気を持って拒絶の意思を示したり、身近な者や本連盟の通報相談窓口に相談したりできるような雰囲気や環境を作るように努める。
4. セクハラを行っている者、またはセクハラ被害を受けている者を知ったときは、本人に忠告したり、助言したり、身近な者や本連盟の通報相談窓口に相談したりするなどして、当該行為の防止に努める。

第6条（暴力行為の防止）

1. 第4条第8項の暴力行為とは、相手の体に対する物理的な暴力のほか、脅迫的・威圧的・侮辱的な言動によって、相手を精神的・身体的に傷つける行為のすべてをいう。こうした不適切な行為にはSNSによる誹謗中傷、情報の拡散等を含む。
2. 自らが暴力行為を行うことがないよう、常に相手の人格を尊重して行動し、特に、以下の点は十分に意識して行動しなければならない。
 - (1) 相手が指導に従わなかったり、意見が食い違ったりした場合でも、よく話し合い、第三者の意見も聴くなどして、相互に理解し合うように努めるべきこと。
 - (2) 指導や懲罰等の目的であっても、決して暴力行為を行ってはならないこと。
 - (3) 脅迫的・威圧的・侮辱的な言動（人格を否定するような言動や、存在を

無視するような態度、人を揶揄するような言動も含む)は、物理的な暴力以上に人を傷つける場合があること。

- (4) 練習や競技の場など、弓や矢を用いたり保管したりする場所での暴力行為は、生命や身体に対する重大な結果につながりかねない危険を有していること。
3. 暴力行為を受けた者が、勇気を持って身近な者や本連盟の通報相談窓口にご相談できるような雰囲気や環境を作るように努める。
4. 暴力行為を行っている者、または暴力行為の被害を受けている者を知ったときは、本人に忠告したり、助言したり、身近な者や本連盟の通報相談窓口にご相談したりするなどして、当該行為の防止に努める。

第7条 (パワハラ)の防止)

1. 第4条第9項のパワハラとは、地位・立場・職権等の優越を背景にして、相手に義務のないことを行わせたり、人格や尊厳を害したりするような言動で、これにより、本連盟における相手の立場や、本連盟にかかる相手の活動環境を悪化させることをいう。こうした不適切な行為にはSNSによる誹謗中傷、情報の拡散等を含む。
2. 自らがパワハラを行うことがないよう、常に相手の人格を尊重して行動し、特に、以下の点は十分に意識して行動しなければならない。
 - (1) 業務や指導等の一環としての行為であっても、一般常識に照らして遂行不可能な課題やノルマを課すことや、嫌がらせなどの不当な目的で命令をすることはパワハラとなる行為であること。
 - (2) セクハラや暴力行為は、立場や地位の優位性等を背景に行われれば、パワハラにもなる行為であること。
 - (3) パワハラは、上司と部下、指導者と被指導者などの間だけでなく、同様の立場や地位にある者同士の間でも、またはその関係が逆の場合にも、何らかの優位性が背景になれば、起こりうる問題であること。
3. パワハラを受けた者が、勇気を持って拒絶の意思を示したり、身近な者や本連盟の通報相談窓口にご相談したりできるような雰囲気や環境を作るように努める。
4. パワハラを行っている者、またはパワハラ)の被害を受けている者を知ったときは、本人に忠告したり、助言したり、身近な者や本連盟の通報相談窓口にご相談したりするなどして、当該行為の防止に努める。

第8条 (倫理委員会の設置、守秘義務)

1. この規程の実効性を確保するため、本連盟に倫理委員会を設置する。委員長及び委員は会長が任命する。その任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 倫理委員会の組織および運営に関する事項については、理事会の議決によ

り別に定める。

3. 倫理委員会には通報相談窓口を担当する事務局を置く。事務局員は会長が委嘱する。その任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 倫理委員会は委員長のとめにより会長が招集する。
5. 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
6. 倫理委員会は関係法令、本連盟定款、倫理規程、懲戒規程等に則り、誠実にその任務を果たさなければならない。
7. 本委員会に出席した者は議事内容について守秘義務を負う。

第9条（この規程に違反した場合の対処等）

本連盟会員が、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、会長は倫理委員会に直ちに調査を命ずるものとする。調査の結果、この規程に違反する行為があったと認められる場合には、会長は倫理委員会の事実認定に基づき、別に定める懲戒規程により理事会で審議し、適正なる措置をとるものとする。

第10条（その他）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則

この規程は 令和2年5月16日 より施行する。

一部改訂 令和3年1月16日

一部改訂 令和5年6月17日

一般社団法人埼玉県弓道連盟懲戒規程

第1条（目的）

この規程は、埼玉県弓道連盟(以下「本連盟」という)倫理規程に違反するなど
の不適切な行為の根絶を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保する
ことを目的とする。

第2条（適用対象）

この規程は、本連盟の全会員に適用する。

第3条（違反行為）

次の行為をしてはならない。

- (1) 競技者及び指導対象者、または地位の上下に関わらず他者に対して、暴行、
暴言、いじめ、パワーハラスメント等を行うこと
- (2) 競技者及び指導対象者などに対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた
身体的接触、わいせつ行為、性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等
を行うこと
- (3) 競技者及び指導対象者などに対して、技量の向上とは明らかに無関係なし
ごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと
- (4) 競技会等の円滑な運営を妨げ、あるいは、施設の不適切な利用等を行うこ
と
- (5) 補助金等の不正受給、不正使用、本連盟の財産の横領、不適切な支出等の
不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申し込み、要求し、または約
束すること
- (6) 反社会的勢力と関係を有すること
- (7) 法令や本連盟定款、諸規定、処分等に違反すること
- (8) 弓道の品位を害し、または本連盟の名誉を毀損させる行為
- (9) 本連盟の機密事項を漏洩すること
- (10) そのほか、各号に準ずる不適切な行為

第4条（違反行為に対する懲戒の種類）

1. 前条に定める違反行為をした者（以下「違反者」という）は、その内容及
び情状に応じて次の各号の懲戒処分を受ける。なお、本規程において「会員
資格」とは、すべての審査会・講習会、本連盟主催の競技会に参加する資格
を指す。

- (1) 注意：始末書を提出させて、口頭による注意を行い戒める。
- (2) 戒告：始末書を提出させて、文書による注意を行い戒める。
- (3) 諭旨退任：役員等の違反者については、諭旨により退任願を提出させる

が、これに応じないときは解任する。

- (4) 解任：役員等の違反者については、即時に解任し、役員等及び名誉職等への就任資格を凍結する。
 - (5) 会員資格停止：違反者について埼玉県弓道連盟会員資格を5年以下の一定期間停止する。（この処分において、処分期間中の会費未納期間は会員資格停止期間から除く）
 - (6) 除名：違反者を本連盟から永久に除名する。
2. 違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。
3. 処分の種類及び内容は、別表を基準として、次の事情を考慮して決定する。
- (1) 違反行為の態様（故意か過失か、悪質か、偶然か計画的か、単独か複数人によるか、主導的か従属的か、単発的か連続的か）
 - (2) 違反行為の動機（情状酌量の余地があるか、私欲のためか）
 - (3) 違反者の地位・立場、被害者との関係
 - (4) 違反行為により発生した結果の重大性（被害の大小、被害者の多少）
 - (5) 被害者にも責任の一端があるか
 - (6) 被害が回復されたか
 - (7) 違反者に改悛の情がみられるか
 - (8) 違反行為の社会に与えた影響の大小

第5条（公正の保持）

懲戒は、公正かつ適正に行わなければならない。

第6条（刑事裁判等との関係）

処分の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他の本連盟以外の処分を受けたときまたは受けようとするときであっても、本連盟は、同一案件について、適宜に、その違反者を処分することができる。

第7条（懲戒処分と損害賠償）

違反者が故意または過失によって本連盟に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。また、懲戒されたことによって損害の賠償責任を免れることはない。

第8条（通報相談窓口）

本連盟は、第3条に規定する違反行為の通報相談を受け付けるため、倫理委員会内事務局に通報相談窓口を設置する。

第9条（調査）

1. 会長は、本連盟会員が第3条に定める違反行為を行ったおそれがあると認められた場合、倫理委員会に対し、その事案に関する調査を命ずるものとする。
2. 倫理委員会は調査終了後速やかに、会長に対し書面をもって当該事案の事実認定を答申する。事実認定に基づき、理事会で処分案を審議する。

第10条（処分の決定）

1. 会長は、理事会の審議・議決を経て処分案を決定する。ただし、除名処分については代議員会の議決を経て決定する。処分案は文書化し、文書には以下の事項を記載する。
 - (1) 調査等の対象とされた者（以下「調査対象者」という）の表示
 - (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
 - (3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実
 - (4) 処分ないし処分不相当の理由
 - (5) 調査手続の経過
 - (6) 同種の問題が生じないようにする対応策
2. 会長は、調査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定をすみやかに通知する。処分は、処分年月日から30日後に効力を生じる。
 - (1) 調査対象者の表示
 - (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
 - (3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実
 - (4) 処分ないし処分不相当の理由
 - (5) 処分の年月日
 - (6) 不服申し立てを行う場合に関する事項
3. 理事会の審議の際に、理事は自己または自己の特別な利害関係を有する者に関する事案もしくはそのほか審議の公正が疑われるおそれのある事案については除斥される。

第11条（不服申し立て、スポーツ仲裁規則による仲裁）

1. 調査対象者は処分案に不服がある場合は、理事会に対し、処分年月日から30日以内に書面をもって不服を申し立てることができる。
2. 理事会は不服申し立てが行われた場合は、再度、処分案を検討しなければならない。
3. 再検討した後に決定された処分案に対しては不服申し立てはできない。
4. 本連盟が行なった決定事項に対する本連盟会員からの不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。

第12条（倫理委員会の調査部会）

1. 倫理委員会は、第9条1項の調査が命じられたとき、当該事案を担当する調査部会を組織する。
2. 前項の調査部会の構成員は、倫理委員会委員長（以下「委員長」という）が倫理委員の中から選定する。

第13条（調査部会の構成員の除斥・忌避等）

1. 前条2項の構成員は、自己または自己と特別の利害関係を有する者に関する事案もしくはそのほか調査の公正を疑われるおそれのある事案について除斥される。
2. 調査対象者は、前条2項の構成員について調査の公正が害される恐れがあると認めたときは忌避の申立をすることができる。委員長は、同申立に理由があると認めたとき、当該構成員を別の倫理委員に代えなければならない。

第14条（調査の手続）

1. 調査部会は、調査対象者に対して、調査の対象となったこと及び疑われる違反行為の概要を文書で通知する。
2. 調査部会は、調査対象者に対して、弁明の機会を与えなければならない。
3. 調査部会は、証拠を収集し、調査対象者などの当該事案の関係者から事情を聴取し、事実を調査する。
4. 調査部会は、前項の調査の結果（調査報告書）を委員長に提出する。
5. 委員長は調査結果を倫理委員会の議決を経た後、会長に答申する。
6. 前項の調査報告書には、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 違反行為にかかる事実認定
(証拠不十分等で違反行為の認定ができない場合はその旨)
 - (2) 調査手続の経過

第15条（手続の秘密性）

倫理委員会の手続は、これを非公開とする。

第16条（機密の保持）

倫理委員会委員及び懲戒に関する調査に関与した者は、その職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第17条（その他）

1. この規程に定めのない事項は、理事会が決定する。

2. この規程の改定は、理事会の議決によって行うことができる。
別表

処分の対象となる 違反行為	注 意	戒 告	諭 旨 退 任	解 任	会 員 資 格 停 止	除 名
第3条(1)	○	○	○	○	○	○
第3条(2)	○	○	○	○	○	○
第3条(3)	○	○	○	○	○	○
第3条(4)	○	○			○	
第3条(5)			○	○	○	○
第3条(6)			○	○	○	○
第3条(7)	○	○	○	○	○	○
第3条(8)	○	○			○	
第3条(9)	○	○	○	○	○	
第3条(10)	○	○	○	○	○	○

附則 この規程は、令和2年5月16日より施行する。
一部改訂 令和5年6月17日